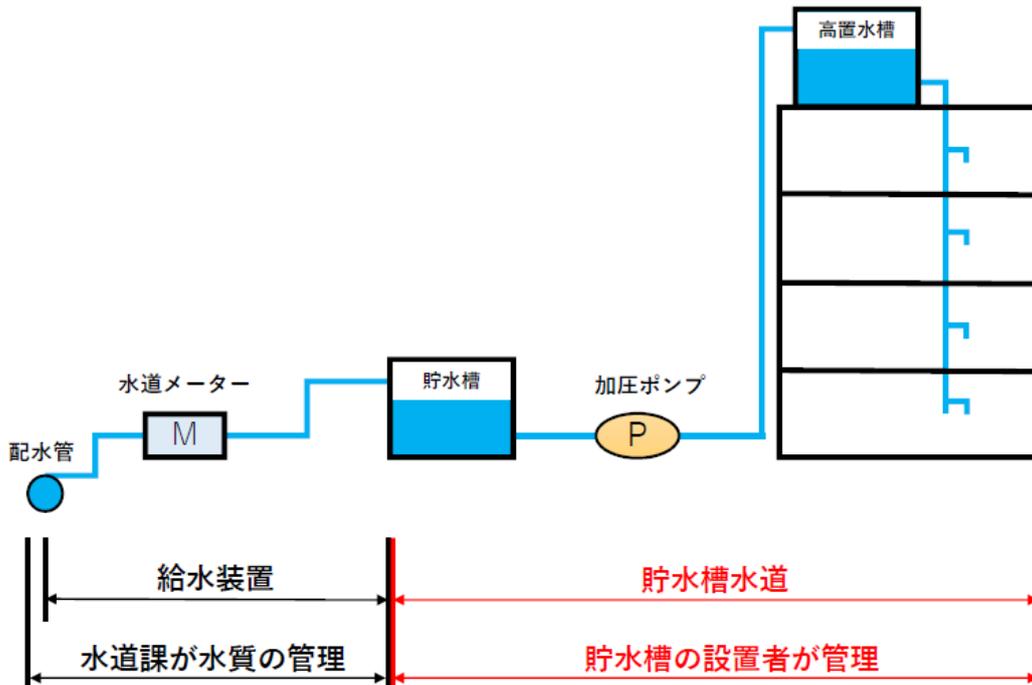
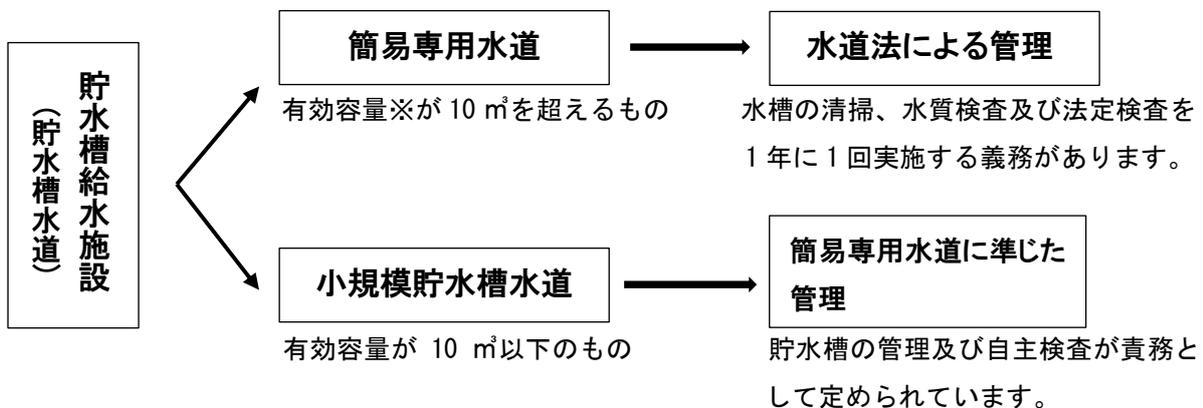


貯水槽給水施設とは

水道事業者から供給される水のみを水源とし、いったん貯水槽に受けた後、建物の利用者に供給する施設を貯水槽給水施設といいます。貯水槽以降の管理は設置者が責任をもって行わなければなりません。安心安全な水を供給できるよう、適切な管理をお願いします。



貯水槽給水施設は、水槽の大きさにより「簡易専用水道」と「小規模貯水槽水道」に分けられます。



※有効容量…貯水槽の満水位から最低水位までの間に貯められ、適切に利用可能な容量をいいます。なお、高置水槽の容量は有効容量に含みません。

貯水槽の管理

(1) 法定検査の受検

簡易専用水道の設置者は、水道法第34条の2に基づく簡易専用水道の管理についての検査を、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関において1年に1回受けなければなりません。検査機関は、水槽等の外観検査、給水栓の水質検査及び検査記録の確認などの書類検査を行います。有効容量10m³以下の小規模貯水槽水道についても、衛生上の観点から同等の管理を行いましょ

う。
新潟県内に検査を行う事業所が所在している検査機関は以下のとおりです。

新潟県内に事業所が所在している厚生労働大臣の登録検査機関		
名称	所在地	連絡先
一般財団法人 新潟県環境衛生研究所	燕市吉田東栄町 8-13	0256-93-4509
一般財団法人 上越環境科学センター	上越市下門前 1666	025-543-7664
一般社団法人 新潟県環境衛生中央研究所	長岡市新産 2-12-7	0258-46-7151
一般財団法人 新潟県環境分析センター	新潟市江南区祖父興野 53-1	025-284-6500
株式会社 江東微生物研究所	新潟市中央区鳥屋野 463-2	025-284-8874

※ 検査料金などは直接検査機関にお問合せください。

新潟県外の検査機関でも、検査を行う区域として新潟県を登録している機関もあります。詳しくは国土交通省または環境省ウェブサイトにてご確認ください。

(2) 施設の管理

設置者は、南魚沼市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱に基づき、施設の管理を行ってください。

水質の検査

1年に1回、定期的に水質検査を行ってください。

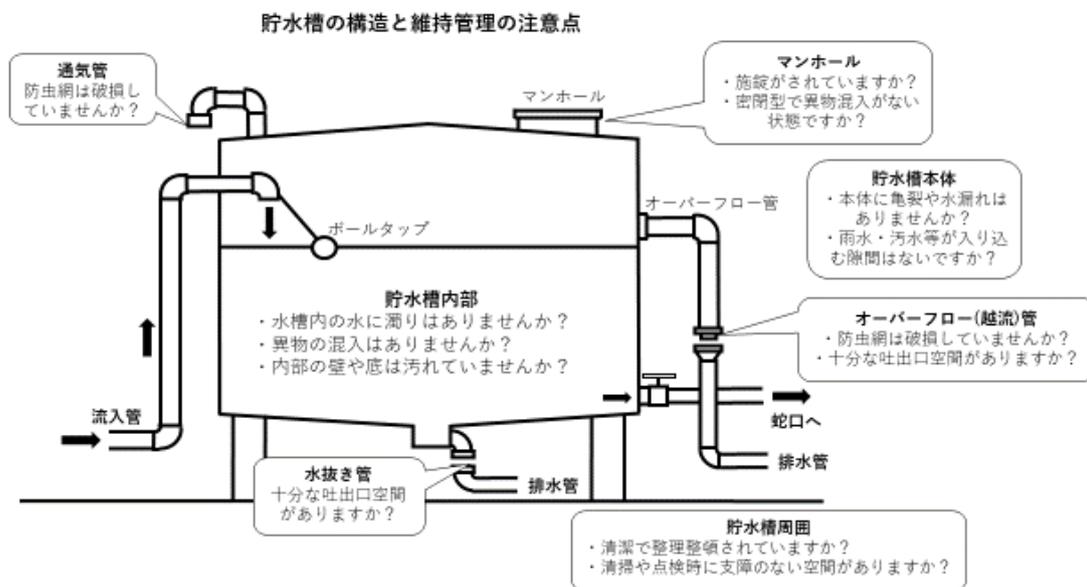
項目：①一般細菌 ②大腸菌 ③硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

- ④鉄及びその化合物 ⑤塩化物イオン ⑥有機物
⑦pH値 ⑧味 ⑨臭気 ⑩色度 ⑪濁度

施設の点検管理

- ① 貯水槽の清掃を毎年1回以上定期的に行ってください。
- ② 給水栓における水の色、濁り、臭い、味に注意してください。また、給水栓における水に異常を認めたときは、その状況に応じた水質検査を実施してください。
- ③ 貯水槽の点検において、内外を清潔に保ち、水が汚染されるのを防止するために必要な措置を取ってください。
- ④ 給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者に周知してください。また水道課へ連絡し、指示を受けてください。
- ⑤ 実施した点検、清掃、検査の記録を整理して5年間保存してください。

〈施設点検の項目〉



※ 貯水槽を衛生的に管理するためには**毎月定期**に管理することが望まれます。また、台風や地震の後は必ず点検を実施してください。